

マルホランド・ドライブ事件¹—DVDのコピーガードと著作権

弁護士 井奈波 朋子

本稿で紹介するフランスの判例は、私的複製に対する例外に関する規定が著作権法においてどのように位置づけられるのか、私的複製を妨げるような技術的保護手段の導入は適法なのか、が問題とされた事件である。

1 事案

本件は、一消費者が購入した『マルホランド・ドライブ』と称する映画が複製されたDVD（以下「本件DVD」という）にコピーガードが導入されていたため、購入者が複製できなかったことに端を発する。なお、コピーガードの存在は本件DVDのパッケージに明確に記載されていなかったようである。購入者は、この事実を消費者団体に通報した。この購入者と消費者団体が原告となり、本件DVD制作会社、本件DVD販売会社を被告として、制作会社に対しては私的複製権に反する技術的保護手段を使用することの禁止、販売会社に対しては私的複製に対する権利を行使できないようにする技術的保護手段を導入した本件DVDを頒布することの禁止、および両者に対して私的複製ができなかったことによる損害賠償を求めて訴えを提起した。

フランスにおいては、著作権について知的財産法典 122-5 条 2 号²が、著作隣接権について同法典 211-3 条 2 号³が、それぞれ複製権の適用除外となる私的複製について定めている。技術的保護手段の保護は、「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日 EC 指令」（以下単に「EC 指令」という）を国内法化することによって導入される予定であったが、国内法化が大幅に遅れ、本件に関する一連の判決当時は国内法化されていなかったため、知的財産法典に技術的保護手段に関する規定がなかった。そこで、本件を検討するにあたっては、私的複製に対する適用除外について定めるベルヌ条約 9 条 2 項⁴、同条項と同旨の規定である上記 EC 指令 5.5 条⁵、私的複製の例外について定める EC 指令 5.2 条 b) ⁶が参照

¹ フランス破毀院第一民事部 2006 年 2 月 28 日判決、パリ控訴院第 4 部 2005 年 4 月 22 日判決、パリ大審裁判所第 3 部 2004 年 4 月 30 日判決

² 知的財産法典 122-5 条 2 号：「複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写又は複製であって、集団的使用を意図されないもの。」

³ 同法典 211-3 条 2 号：「複製を行う者の私的使用に厳密に当てられる複製であって、集団的使用を意図されないもの」

⁴ ベルヌ条約 9 条 2 項：「特別の場合について(1)項の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」

⁵ EC 指令 5.5 条：「1,2,3,4 項に定める例外と制限は、特別の場合についてであって、それが著作物または保護される他の目的物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない場合にしか適用されない。」

され、さらに、EC 指令において技術的手段について定める 6.4 条⁷が参照された。

2 権利制限の法理

一連の判決を紹介する前提として、判決で議論の対象となっているフランス知的財産法典上の規定ならびにベルヌ条約および EC 指令について考察する。

(1) 権利制限規定の著作権法上の位置づけ

権利制限規定について、私的複製を行う者に「私的複製権」があるといえるのかどうかは、フランスにおいても我が国においても特に議論されていない。私的複製に関する権利制限規定が私的複製権を定めたものとするならば、私的複製権の侵害となる技術的保護手段を著作物に導入し私的複製ができないようにした場合は、権利侵害となり、私的複製権に基づいて、技術的保護手段の除去ないし私的複製の請求、技術的保護手段により私的複製権が妨げられたことに対する損害賠償請求が可能となると考えられる。

しかし、権利制限規定が私的複製権を認めた規定であると解するのは困難である。権利者の複製権は原則としてあらゆる複製に及ぶ。私的複製は、著作権法によって認められた、著作権者が禁止権を行使することができない領域にすぎない。ベルヌ条約は、特別な場合に複製を認めるかどうかを各国の権能に委ねている（9 条 2 項）。また、TRIPs 協定や EC 指令が「制限または例外」としていることなどから、著作権者が私的複製に対して権利を行使できないことをもって、私的複製を行う者に私的複製権を与えたということとはできない。

(2) スリーステップテスト

ベルヌ条約 9 条 2 項が定めるスリーステップテストは、権利制限を導入するにあたって立法の基準となり、権利制限規定の解釈の基準ともなる。⁸したがって、具体的に実行されている私的複製が権利制限に合致するかどうかを判断するにあたっての基準ともなりうる。なお、我が国の裁判例でこれに反対の解釈をとる裁

⁶ EC 指令 5.2 条 b) : 「権利者が、6 条に定める技術的手段が著作物または関連する目的物に適用されることまたは適用されないことを考慮したふさわしい補償を受けることを条件として、自然人によって私的使用のためにすべての媒体に行われる複製であって、直接的にも間接的にも商業目的を持たない複製」

⁷ EC 指令 6.4 条 2 項 : 「構成国は、著作権者が 5.2 条 (b) および 5.5 条の規定に合致した複製の数に関して適切な手段をとることを妨げることなく、私的複製が 5.2 条 (b) および 5.5 条の規定の規定に合致し、関係する例外または制限を享受するために必要な範囲で権利者によって可能とされた場合に限り、例外または制限の享受者との関係においても、技術的手段をとることができる。」

⁸ 山本隆司「権利制限の法理と私的複製の限界」『知的財産権法と競争法の現代的展開—紋谷暢男教授古稀記念』(発明協会、2006 年) 885 頁

判例⁹もあるが、形式的に権利制限規定に該当するからといって、スリーステップテストの条件を満たさない私的複製を合法とすれば、我が国はベルヌ条約を遵守しているといえなくなるのではないかと危惧される。

ベルヌ条約 9 条 2 項が定めるスリーステップテストは、著作権の制限を行う場合、①特別な場合であって、②複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、③その著作者の正当な利益を不当に害しない、という 3 要件を重疊的に満たさなければならぬと定める。①特別な場合とは、立法で特別な利用行為を特定することという。②複製が当該著作物の通常の利用を妨げるとは、複製利用が、権利者が著作物に対する権利から経済的価値を引き出す通常の方法と経済的競争を生じ、これにより権利者から多量のまたは実質的な商業的利用を奪う場合であるとされる。③その著作者の正当な利益を不当に害するとは、著作権者の収入に不合理な損失を生じさせまたは生じさせるおそれが生じる場合をいうとされる。¹⁰

3 本件における裁判の動向

以上を前提として、本件に関する一連の判決を紹介する。なお、一連の判決では、ベルヌ条約と EC 指令との関係に関して、ベルヌ条約を優先的に考慮するか、EC 指令を優先的に考慮するかという問題も検討されているが、これについては特に触れない。

(1) パリ大審裁判所

パリ大審裁判所は、原告の請求をすべて退けた。同裁判所は、著作権に対する例外を定めた規定（知的財産法典 122-5 条と 211-3 条）は、著作権者および著作隣接権の権利者の独占権に対して、個人的使用に限定した例外を認めるものであるから、だれかに著作物の私的複製権を与えたと理解することはできず、権利者による独占の外に置かれる著作物の複製の条件を定めたものと解釈した上、EC 指令 5.2 条は、構成国に国内法において独占の外に置かれる複製の例外を定める権能を認めたものであり、EC 指令 6.4 条は、構成国は技術的保護手段を導入した場合に私的複製などの例外を実行することができるよう必要な措置をとることについて定めているから、EC 指令 5.2 条 b) に定める私的複製の例外は、全く強制されるべき性質ものではなく、さらに、私的複製の例外は、EC 指令 5.5 条のスリーステップテストを満たすことを条件とするから、EC 指令も私的複製権を認めるものではないと判断する。

その上で、本判決は、今日のように複製を可能とする媒体が一般にかつ多様に広がっている状況も、複製を妨げる技術的保護手段の存在も、立法当時は考慮されていないことを理由に、ベルヌ条約および EC 指令のスリーステップテストを参照して、私的複製が認められるかどうかを検討している。同裁判所は、本件について、映画の上

⁹ 東京地判平成 12 年 5 月 16 日判時 1751 号 149 頁スターデジオ事件

¹⁰ 米国著作権法 110 条（5）に関する 2000 年 5 月 5 日 WTO パネル報告書。前掲・山本「権利制限の法理と私的複製の限界」に詳細な解説がある。

映の後に行われる DVD の販売が、映画製作にかかる費用と釣り合いを取るために不可欠の収入をもたらすという現状を背景として、映画を DVD に複製して頒布することは、著作物の通常の利用方法であって、デジタル形式の媒体で頒布される映画の著作物の複製は、著作物の通常の使用を妨げるものでしかないと結論づける。以上を前提に、裁判所は、本件 DVD に技術的保護機能を導入することは、著作権に対する例外を定めた規定（知的財産法典 122-5 条と 211-3 条）を侵害することにはならない、と判断した。

このようにパリ大審裁判所は、映画を複製しデジタル形式の媒体で頒布される DVD に技術的保護手段を導入しなければ、DVD から映画が複製されてしまうので、そのような複製を権利制限の対象として認めた場合、具体的に実行される私的複製はスリーステップテストに合致しないと考え、技術的保護手段を導入することは可能であると結論づける。しかし、本判決は、DVD の私的複製が、権利者が著作物に対する権利から経済的価値を引き出す通常の方法である DVD への複製および頒布と経済的競争を生じ、これにより権利者から多量のまたは実質的な商業的利用を奪う理由については、具体的に検討していない。なお、スリーステップテストは、私的複製が認められるかどうかに関する基準ではあっても、技術的保護手段を導入することができるかどうかを判断するものではないと考えられる。

(2) パリ控訴院

購入者と消費者団体がパリ大審裁判所の判決を不服として控訴した。控訴審は、控訴を認容し、購入者は本件 DVD に技術的保護手段を導入することによって完全にコピーを不能とした被控訴人らによって侵害を受けたと判断し、購入者による 100 ユーロの損害賠償を認めた。損害賠償認容額は 100 ユーロにすぎないが、控訴院は、被控訴人に対して、本件 DVD に技術的保護手段を用いることを一日につき 100 ユーロの制裁金のもとで禁止しているので、被控訴人にとっては厄介である。

パリ控訴院は、まず、著作権に対する例外を定めた規定（知的財産法典 122-5 条と 211-3 条）について、私的複製権を定めたものではなく、法律的な例外を定めたものであるという立場をとる。しかし、この法律的な例外は法律に定めた条件においてのみ制限されると判断する。さらに、EC 指令 5.2 条 b) を参照し、著作権の複製権に対する制限をどのように定めるかは構成国に委ねられており、国内法は、複製の対象となる媒体に応じて私的複製に関する例外の適用を区別するものではないことを前提に、私的複製の例外は常に享受しうるとする。さらに、控訴院は、生ディスクに著作権料を課す私的録画録音補償金制度が存在し、それにより一応は均衡が保たれていることも考慮する。

その上で、控訴院は、原審と同様に、複製権に対する例外は、スリーステップテストの条件を満たさなければならないとする。同テストの要件のうち、②の著作物の通

常の利用を妨げないという要件に関しては、DVD の形態による著作物の利用は著作物の通常の利用であって、映画の製作費用をカバーするのに必要な収入源であると判断するが、コピーが不可能であるからといって、消費者が同じ製品を重複して購入することはないので、私的複製が著作物の通常の利用を妨げているとはいえないと判断した。さらに③の著作物の正当な利益を不当に害しないことという要件に関しては、本件で購入者の行おうとしている複製は私的な領域にとどまるものであり、さらに著作者に対し私的複製に対する補償金を支払っているとして、正当な利益を害することはないと判断する。

パリ控訴院は、パリ大審裁判所とはまったく反対の結論となっている。権利制限規定は著作権の例外を定めたものに過ぎないと判断するが、消費者からの損害賠償を認めたという意味では、実質的に私的複製権の侵害であると判断したといえる。技術的保護手段を導入した本件 DVD の販売を禁止したことについても、私的複製権の侵害行為に対する差止めを命じたと理解できる。スリーステップテストの要件を満たすかどうかについては、原審のパリ大審裁判所に比べ、踏み込んだ検討を行っている。しかし、そもそもここでスリーステップテストの要件を満たすかどうかを問題とすること自体に疑問がある。

(3) 破毀院

破毀院は、私的複製が著作権に対する法律上の例外でしかなく、使用者に絶対的に与えられた権利ではないと判断する。

また、下級審と同様にスリーステップテストを考慮し、私的複製の例外は、複製が著作物の通常の利用を妨げるであろう場合には、保護された著作物をコピーできないようにする技術的保護手段を導入することを妨げるものではないと判断する。

その上で、破毀院は、私的複製が DVD 形式の著作物の通常の利用を妨げるかどうか等、原審がデジタル環境において私的複製が経済的に及ぼす影響を考慮に入れて検討していないと判断し、審理不十分であることを理由に原判決を破棄し、原審に差し戻した。差し戻審の判断は未了である。現在、EC 指令を国内法化するための改正が完了し、知的財産法典に技術的保護手段に関する規定が設けられたので、それが差し戻審の判断に影響を与える可能性も考えられる。いずれにせよ、本件でスリーステップテストの要件を満たすかどうかを考慮することの奇妙さに気がついてほしいところである。

4 フランス著作権法改正による影響

(1) 技術的保護手段の導入と権利制限

EC 指令を国内法化するための改正により、「ソフトウェア以外¹¹の著作物の著作権

¹¹ ソフトウェアについては、コンピュータプログラム指令を受け、知的財産法典 122-6-2

または著作隣接権、実演、録音物、録画物または番組の著作隣接権の権利者らによって許諾されていない使用を防ぎまたは制限するための効果的な技術的手段は、本章に定める条件により保護される。」(知的財産法典 331-5 条 1 項)との規定が新設された。

一方で、改正によって創設された同法典 331-8 条 1 項は、「私的複製の例外と本条に定める例外の享受は、本条および 331-9 条ないし 331-16 条に定める措置により保障される。」と定め、さらに、同条 2 項は、「331-17 条に定められる技術的手段規制局は、技術的手段の実行が次に定義される例外を受益者から奪う効果を持つものでないことを監視する。」と定める。このように、フランス著作権法は、技術的保護手段にもかかわらず、私的複製の例外が享受されねばならないという姿勢をとる。

さらに、改正によって新設された同法典 331-13 条は、「331-8 条に定められた例外を享受するすべての者またはその者を代表する公認された法人は、技術的手段規制局に、331-5 条に定義された技術的保護手段が当該例外の享受にもたらす制限に関するすべての紛争を訴えることができる。」と定めるので、従来解釈と異なり、私的複製を著作権に対する例外と捉えるのではなく、権利にまで高めたとの解釈も可能となる。ただし、フランス著作権法は、著作権・著作隣接権の権利者の保護、著作権の利用者の保護、資本を投下する者の保護に加え、消費者の保護という新たな観点を導入したといわれている。EC 指令を国内法化するための改正では、消費者保護の観点が明確に打ち出されている。私的複製は、著作権の例外を定めたものであるという立場を維持しつつ、消費者の権利として、私的複製の例外を享受する権利を認めたという解釈は一応成り立ちうるのではないかと考えられる。

権利の性質論はともかくとして、フランスでは、技術的手段規制局¹²において、技術的保護手段を導入する権利者と私的複製を行う消費者との利害調整が図られ、同局における調停が進められることとなった(同法典 331-7 条)。申立適格を認められる者は、同法典 331-8 条に定められた例外を享受するすべての者またはその者を代表する公認された法人である(同法典 331-13 条)。申立てから 2 ヶ月以内に調停が成立しないときは、同局は、申請の却下決定か、例外を効果的に享受させるための手段を定めた命令を下す。その命令には必要に応じて制裁金を課すことができる。同局の判断は公開される。これに対しては、パリ控訴院に上訴が可能である。今後、この手続きがどのように進められるか、興味深い。また、このような手続きが導入されたことは、本件における差戻審の判断にも大いに影響を与えるのではないかと思われる。

条が、「ソフトウェアを保護するいずれかの技術的装置の除去又は回避を可能とする手段に関するいずれの広告又は使用説明書も、それらの手段の不正使用が、侵害の場合に定められる制裁を課されるべき旨を記載しなければならない」と規定する関係上、除外されている。

¹²知的財産法典 331-17 条 1 項：「技術的手段規制局は、独立の行政当局である。当局は、技術的保護手段および技術的情報手段の分野において著作権または著作隣接権により保護された著作物および目的物を監視する一般的任務を負う。」

(2) 技術的保護手段の適法性とスリーステップテスト

EC 指令を国内法化する改正により、「本条によって列挙された例外は、著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない」と規定する 122-5 条 4 項が知的財産法典に新設された。明文で規定された例外がスリーステップテストの要件を満たさなければならないことは当然であるが、わざわざこのように規定した趣旨は、例外の運用もその要件を満たす必要があるという意味であろうと考えられる。

ところで、上記の一連の判決は、スリーステップテストの適用範囲を間違えていると思われる。スリーステップテストは、その要件を満たしていなければ私的複製として適法でないというものである。スリーステップテストを技術的保護手段導入の適法性判断の要件として用いるのはおかしい。スリーステップテストをそのように運用するのは、法が予定する範囲を逸脱するものであると考えられる。技術的保護手段の導入が適法かどうかは、別のアプローチによる判断が必要である。

(3) 技術的保護手段の回避行為

フランスでは、EC 指令を国内法化する 2006 年の著作権法改正によって技術的保護手段の保護とともに、技術的保護手段の回避に対する罰則（知的財産法典 335-3-1 条）が新設された。処罰の対象となる行為は、故意に、著作物の保護を歪曲することを目的として、研究以外の目的で、技術的保護手段を害する行為である。これに対する刑罰は、3750 ユーロの罰金と定められている（同条 1 項）。技術的保護手段の回避を幫助する行為には 6 ヶ月の自由刑と 30000 ユーロの罰金が科せられる（同条 2 項）。

したがって、本件のように、個人的に楽しむ目的で技術的保護手段を回避する行為を行った場合であっても 1 項により罰金に処せられる可能性がある。なお、フランスにおいては、技術的保護手段には、コピーコントロールを行うものだけでなく、アクセスコントロールを行うものも含まれる。日本法では、個人的に楽しむ目的で技術的保護手段を回避する行為には罰則の適用はないから、フランス法は日本法よりも規制が厳しい。しかし、個人的に楽しむために回避行為を行うような場合には、著作権者の権利を侵害するわけではない。そう考えると、このような行為に対して刑罰を科すのは行き過ぎではないかと思われる。このような規制は著作権保護のための規制ではなく、単に技術的保護手段そのものを保護するための規制となっているのではないかという疑問が残る。